区分	4 口頭指摘とされた 項目	監査事項	文書指摘基準	摘要
法人	1-1定款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	定款に記載された内容と 事実とが異なる場合	(定款に記載された内容と事実の齟齬) 定款に記載された事項については、事実に反するもの であってはならないが、基本財産である土地の地積の記 載が、事実と異なる事案がみられた。
法人	1-1定款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	定款に記載された内容と 事実とが異なる場合	(定款に記載された内容と事実の齟齬) 定款に記載された事項については、事実に反するもの であってはならないが、基本財産である建物の所在の記 載が、事実と異なる事案がみられた。
法人	1-3-(2)評議員・評議員 会(招集・運営)	1 評議員会の招集が適正 に行われているか。	評議員会の日時及び場所 等が理事会の決議により定 められていない場合	(評議員会の招集事項に関する理事会決議の不備) 評議員会を招集する場合には、理事会の決議により① 評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項 がある場合は当該事項、及び③評議員会の目的である事 項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを 除く。)の概要(議案が確定していない場合はその 旨。)を定めなければならないが、③を定めていない事 案がみられた。
法人	1-3-(2)評議員・評議員 会(招集・運営)	1評議員会の招集が適正 に行われているか。	評議員会の招集通知に必 要事項が記載されていない 場合	(評議員会の招集通知の不備) 評議員会の招集通知には、理事会の決議により、①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、及び③評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨。)を定め、これらを記載することとされているが、③の記載が欠けている事案がみられた。
法人	1-3-(2)評議員・評議員 会(招集・運営)	2決議が適正に行われて いるか。	I法人運営(総論)に示される指摘基準(法令違反)	(評議員会への報告の手続の不適正) いわゆる「決議の省略」の方法により定時評議員会を 行う場合は、「事業報告」については、「決議の省略」 とは別に「報告の省略」の手続による必要がある(法第 45条の30第3項、第45条の9第10項によって準 用される一般法人法第195条)が、報告の省略の手続 を行っていない事案がみられた。
法人	1-3-(2)評議員・評議員 会(招集・運営)	2決議が適正に行われて いるか。	I法人運営(総論)に示される指摘基準(定款違反)	(理事又は監事を選任する議案の決議の不備) 定款に、「理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。」と定めているところ、評議員会において、理事又は監事を選任する議案の決議を、各候補者ごとに行わなかった事案がみられた。
法人	1-4-(3)理事(適格性)		理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないよことを確認していない場合	(理事の選任手続きの不適正) 法人は、理事の選任に当たり、各理事と特殊の関係に ある者が上限を超えて含まれることとならないかについ ての確認を行う必要があるが、理事の選任に当たり、こ の確認を行っていない事案がみられた。
法人	1-4-(3)理事(適格性)	2理事として含まれていなければならない者が選 任されているか。		(理事の選任手続きの不適正) 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見 を有する者」として、適正な評議員会の決議等の手続に 基づいて選任された者が含まれなければならないため、 この資格を有する者として理事を選任する手続において は、理事候補者が当該資格を有する者である旨を説明す ることが必要であるが、この説明がなされていない事案 がみられた。
法人	1-4-(3)理事(適格性)		理事のうちに「当該社会 福祉法人が行う事業の区域 における福祉に関する実情 に通じている者」として、 評議員会の決議等について 適正な手続に基づいて選任 された者がいない場合	(理事の選任手続きの不適正) 理事のうちには、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、適正な評議員会の決議等の手続に基づいて選任された者が含まれなければならないため、この資格を有する者として理事を選任する手続においては、理事候補者が当該資格を有する者である旨を説明することが必要であるが、この説明がなされていない事案がみられた

別表4 口頭指摘とされた事案の概要

別表 ·	4 口頭指摘とされた _{項目}	監査事項	文書指摘基準	摘要
法人	1-4-(4)理事(理事長)	1理事長及び業務執行理 事は理事会で選定されて いるか。	I法人運営(総論)に示 される指摘基準(法令違 反)	(定款施行細則の規定の不適正) 平成28年改正法の施行後においては、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできない(法第45条の17第1項、旧法第38条の規定の削除、経営組織Q&A問39-5の答)が、定款施行細則に、理事会で決議すべき法人の業務として、「理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任」を掲げている事案がみられた。
法人	1-5-(2)監事(選任及び 解任)	2 監事となることができ ない者が選任されていな いか。	監事の選任手続の過程において、監事候補者が欠理事由に該当しないことないこと、各役員と特殊関係こと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないよとについて確認していない場合	(監事の選任手続きの不適正) 法人は、監事の選任に当たり、各役員と特殊の関係に ある者が含まれることとならないかについての確認を行 う必要があるが、監事の選任に当たりこの確認を行って いない事案がみられた。
法人	1-5-(2)監事(選任及び 解任)	3法に定める者が含まれ ているか。	監事のうちに「社会福祉 事業について識見を有する 者」として評議員会の決議 等適正な手続により選任さ れた者がいない場合	(監事の選任手続きの不適正) 監事のうちには、「社会福祉事業について識見を有す る者」として、適正な評議員会の決議等の手続に基づい て選任された者が含まれなければならないため、この資 格を有する者として監事を選任する手続においては、監 事候補者が当該資格を有する者である旨を説明すること が必要であるが、この説明がなされていない事案がみら れた。
法人	1-5-(2)監事(選任及び 解任)	3法に定める者が含まれ ているか。	監事のうちに「財務管理 について識見を有する者」 として、評議員会の決議等 適正な手続により選任され た者がいない場合	(監事の選任手続きの不適正) 監事のうちには、「財務管理について識見を有する 者」として、適正な評議員会の決議等の手続に基づいて 選任された者が含まれなければならないため、この資格 を有する者として監事を選任する手続においては、監事 候補者が当該資格を有する者である旨を説明することが 必要であるが、この説明がなされていない事案がみられ た。
法人	1-6-(1)理事会(審議状 況)	1 理事会は法令及び定款 の定めに従って開催され ているか。		(理事会の招集手続きの不適正) 理事会の招集を行う理事は、当該招集される理事会の 構成員である理事でなければならないが、役員の改選に 伴う新理事長の選定を行った理事会の招集が、重任前の 理事(前理事長)によって行われている事案がみられ た。
法人	1-6-(1)理事会(審議状 況)	4法令又は定款に定める ところにより、理事長等 が、職務の執行状況につ いて、理事会に報告をし ているか。	される指摘基準(通知違	(重要な契約に関する報告の懈怠) 重要な契約については、理事長及び業務執行理事は、 法第45条の16第3項の規定に基づき、契約結果等を 理事会に報告しなければならない(入札通知1の (8))が、この報告を行っていない事案がみられた。
法人	1-8-(2)評議員等の報酬 (支給基準)		報酬等の支給基準において	(報酬等の支給の基準の不備) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準には、支 給の方法に関する事項を定めなければならないが、支給 の方法に関する事項を定めていない事案がみられた。
会計	3-3-(2)規程·体制	1 経理規程を制定してい るか。	経理規程及びその細則等 に定めるところにより事務 処理が行われていない場合	(補助簿の不作成) 経理規程に、寄附金品台帳を作成し備え置くこととし ているところ、作成していない事案がみられた。
会計	3-3-(2)規程・体制	1 経理規程を制定してい るか。	に定めるところにより事務	(固定資産現在高報告書の不作成) 経理規程に、「固定資産管理責任者は、毎会計年度末 現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものに 係る使用状況を調査、確認し、固定資産現在高報告書を 作成し、これを会計責任者に提出しなければならな い。」と定めているところ、固定資産現在高報告書の作 成を行っていない事案がみられた。

別表 ·	4 ロ頭指摘とされた _{項目}	こ 争条の 似安 監査事項	文書指摘基準	摘要
会計	3-3-(2) 規程・体制	1経理規程を制定してい るか。	経理規程及びその細則等 に定めるところにより事務 処理が行われていない場合	(契約書の不作成) 経理規程に、「契約担当者は、競争により落札者を決 定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、 契約書を作成しなければならない。」と定めているとこ ろ、別に定める契約書の作成を省略することができる場 合に該当しない場合において、契約書を作成していない 事案がみられた。
会計	3-3-(2)規程・体制	1経理規程を制定してい るか。	経理規程及びその細則等 に定めるところにより事務 処理が行われていない場合	(請書等の不徴収) 経理規程に、「契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴しなければならない。」と定めているところ、特に軽微な契約に該当しない場合において、契約書を作成せず、かつ請書その他これに準ずる書面を徴していない事案がみられた。
会計	3-3-(2)規程・体制	1経理規程を制定してい るか。	I法人運営(総論)に示される指摘基準(定款違反)	(経理規程の条文の不適正) 公益事業を廃止したことにより定款からその記載を抹 消する一方、経理規程は、定款から記載を抹消した当該 公益事業を実施するものとして拠点区分を設定したまま である事案がみられた。
会計	3-3-(2)規程・体制	1経理規程を制定してい るか。	I法人運営(総論)に示 される指摘基準(定款違 反)	(経理規程の条文の不適正) 定款に、経理規程は理事会において定める旨を規定 し、経理規程に、経理規程の改廃は理事会の承認を得て 行う旨を規定しているところ、経理規程に、別に、理事 会の承認によらず勘定科目を追加することができると定 めている事案がみられた。
会計	3-3-(2)規程・体制	1 経理規程を制定してい るか。	I法人運営(総論)に示 される指摘基準(定款違 反)	(経理規程の条文の不適正) 定款に、「基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、市川市長の承認を得なければならない。」と定めているところ、経理規程に、「基本財産である固定資産の増加又は減少については、事前に理事会の承認を得なければならない。」と規定している事案がみられた。
会計	3-3-(2)規程・体制	2予算の執行及び資金等 の管理に関する体制が整 備されているか。	管理運営体制に関する経 理規程等に定める手続がな されていない場合	(出金伝票の不適正及び管理体制の不備) 経理規程に、「すべての会計処理は、会計伝票により 処理しなければならない。会計伝票は、証憑に基づいて 作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保 存するものとする。会計伝票には、サービス区分、制定 科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を 記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受ければならない。」と規定しているところ、慶弔費の ければならない。」と規定しているところ、慶弔費 出に係る「出金伝票」に日付の記載漏れや出納職員又は 会計責任者の承認印の押印漏れがある事案や、施設に対 し一定の役務を提供した者に対する謝礼としてQUOカード を交付する扱いにつき、会計伝票をはじめ、その受領者 及び受領を確認できる書面などを整備していない事案が みられた。
会計	3-3-(3) 会計処理	2会計処理の基本的取扱 いに沿った会計処理を 行っているか。	Ⅲの3の(1)会計の原 則に示される指摘基準	(寄附申込書の不適正) 寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受け、寄附申込書を、寄附金領収書 (控)とともに保管する一方、別途作成する寄附金品台帳に記録し、寄附申込書、寄附金領収書(控)及び寄附金品台帳の記録を全て対応させなければならない(ガイドラインⅢの(3)の3の事業活動計算書の<着眼点 >)が、寄附申込書へ寄附金額が未記載となっている事案がみられた。
会計	3-3-(3)会計処理	3計算書類が法令に基づ き適正に作成されている か。事業活動計算書		(賞与引当金の充当の誤り) 賞与引当金のうち、賞与分に対応するものとして負債 に計上した法人の負担に帰すべき社会保険料相当額(以 下、「法人負担社保料相当額」という。)については、 当該賞与引当金の設定対象となっている賞与を支給する 際に、当該賞与に係る法定福利費に充当しなければなら ないところ、法人負担社保料相当額を含む賞与引当金全 額を、賞与支給額に充当している事案がみられた。

別表4 口頭指摘とされた事案の概要

別表 ·	4 口頭指摘とされた _{項目}	<u>・</u>	文書指摘基準	摘要
会計	3-3-(3) 会計処理	3計算書類が法令に基づ き適正に作成されている か。貸借対照表	Ⅲの3の(1)会計の原 則に示される指摘基準	(減価償却資産の耐用年数の誤り) 減価償却資産の耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令」という。)によらなければならない(留意事項17(3))ところ、パソコン及び吊戸工事の耐用年数につき、省令によらず、独自に設定した年数により固定資産管理台帳に記載している事案がみられた。
会計	3-3-(3) 会計処理	3計算書類が法令に基づ き適正に作成されている か。貸借対照表	Ⅲの3の(1)会計の原 則に示される指摘基準	(基本金の取崩しに係る計算書類への計上方法の誤り) 基本金の一部又は全部の額を取り崩すときは、その金 額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上しな ければならない(会計省令第22条第6項、運用上の取 扱い12)ところ、基本金を取り崩しているのに、当該 金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上し ていない事案がみられた。
会計	3-3-(3)会計処理	3計算書類が法令に基づ き適正に作成されている か。貸借対照表	Ⅲの3の(1)会計の原 則に示される指摘基準	(基本金の取崩に係る所轄庁との協議の懈怠) 基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない(留意事項14(3))ところ、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けずに、基本金の取り崩しを行っている事案がみられた。
会計	3-3-(4) 会計帳簿	1会計帳簿は適正に整備されているか。	Ⅲの3の(1)会計の原 則に示される指摘基準	(会計帳簿の記帳の誤り) 法人は、厚生労働省令の定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならず(法第45条の24、会計省令第2条第2号)、国庫補助金等特別積立金には、法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等の額を計上することとされている(会計省令第3条第1項、第6条第2項)ところ、実際に受領した額よりも過剰に記帳している事案がみられた。
会計	3-3-(5) 附属明細書等	1注記が法令に基づき適 正に作成されているか。		(事業区分の表記方法の誤り) 法人全体で記載する注記は、運用上の取扱い別紙1の とおりしなければならず(運用上の取扱い25)、法人 全体で記載する注記項番5の(6)「各拠点区分におけ るサービス区分の内容」中、括弧書きで付記すべき事業 区分の表記は、各拠点区分に付記すべき(留意事項4の (3))ところ、各サービス区分に付記されている事案 がみられた。
会計	3-3-(5)附属明細書等	1注記が法令に基づき適 正に作成されているか。	Ⅲの3の(1)会計の原 則に示される指摘基準 把握された注記すべき事 項が注記されていない場合	(担保に供されている資産に係る表記の不備) 法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記 は、それぞれ運用上の取扱い別紙1及び別紙2のとおり しなければならず(運用上の取扱い25)、法人全体で 記載する注記項番8及び拠点区分で記載する注記項番7 に掲げられている「担保に供されている資産」のうち、 「土地」及び「建物」については、基本財産又はその他 の固定資産の区分を括弧書きで付記すべきものと解されるところ、単に「土地」又は「建物」と記載されている のみである事案がみられた。 また、同事案においては、担保に供されている資産に ついて、注記すべきこととされている「担保している債 務の種類および金額」の記載もなかった。

別表4 口頭指摘とされた事案の概要

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要
会計	3-3-(5) 附属明細書等	1注記が法令に基づき適 正に作成されているか。		(債権額等の表記の不備) 法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記 は、それぞれ運用上の取扱い別紙1及び別紙2のとおり しなければならず(運用上の取扱い25)、債権につい で徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場 合には、法人全体で記載する注記項番10及び拠点区分 で記載する注記項番9に掲げられている「債権額、徴収 不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」に、当該 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権 の当期末残高を注記しなければならない(会計省令第2 9条第1項第10号)ところ、当該債権の金額、徴収不 能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高のそれ ぞれについて、注記していない事案がみられた。
会計	3-3-(5) 附属明細書等	1注記が法令に基づき適 正に作成されているか。	把握された注記すべき事 項が注記されていない場合	(過年度修正損益に係る注記の不備) 過年度修正損益は、社会福祉法人の利害関係者が当該 法人の状況を適正に判断するために必要な事項であり、 会計省令第29条第1項16号に規定する「その他社会 福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資 産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必変 事項」に該当するものとして、重要性が乏しいものを はい、法人全体について及び拠点区分ごとに、その 旨、その理由及び金額等を注記すべきものと解される (会計省令第2条第1号、第29条第1項16号、第4 項、運用上の取扱い24)ところ、重要性が乏しいとは 認められない過年度修正損益について、注記がなされて いない事案がみられた。
会計	3-3-(5) 附属明細書等	2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	附属明細書が様式に従っ ていない場合	(借入金明細書の様式違反) 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書の様式は、社会・援護局長が定めることとされ(会計省令第30条第4項)、法人が計算書類の附属明細書を作成するときは、社会・援護局長が定めた運用上の取扱い別紙3(①)~別紙3(⑩)の様式に従って作成しなければならない(運用上の取扱い25)ところ、借入金明細書の返済期限の欄が欠けており、所定の様式(運用上の取扱い別紙3(①))に従っていない事案がみられた。
会計	3-3-(5)附属明細書等	2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	附属明細書について計算 書類の金額と一致していな い場合	(借入金明細書と資金収支計算書の不整合) 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を 表示するものであり、計算書類における金額と一致して いなければならない(法第45条の27第2項、会計省 令第30条第1項)ところ、支払利息の当期支出額が、 借入金明細書と資金収支計算書で整合していない事案が みられた。
会計	3-3-(5)附属明細書等	2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	附属明細書について計算 書類の金額と一致していな い場合	(国庫補助金等特別積立金明細書と事業活動計算書の不整合) 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければならない(法第45条の27第2項、会計省令第30条第1項)ところ、国庫補助金等特別積立金の積立額と取崩額が、国庫補助金等特別積立金明細書と事業活動計算書で整合していない事案がみられた。
会計	3-3-(5)附属明細書等	2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	Ⅲの3の(1)会計の原 則に示される指摘基準	(国庫補助金等特別積立金明細書と補助金事業等収益明細書の不整合) 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに 資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭 に表示しなければならない(会計省令第2条第1号) が、このことは、計算書類の内容を説明する重要な書類 である計算書類の附属明細書にも妥当するところ、国庫 補助金等特別積立金の当期積立に係る補助金の種類及び 金額が、国庫補助金等特別積立金明細書と補助金事業等 収益明細書で整合していない事案がみられた。

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要
会計	3-3-(5)附属明細書等	3財産目録が法令に基づ き適正に作成されている か。	財産目録が様式に従って いない場合	(財産目録の様式違反) 財産目録は、運用上の取扱い別紙4に定める様式及び 記載上の留意事項に従って作成しなければならない(会 計省令第31条、第34条、 運用上の取扱い26) とこ ろ運用上の取扱い別紙4に定める様式又は記載上の留意 事項に従っていない事案がみられた。
会計	3-3-(5) 附属明細書等	3財産目録が法令に基づ き適正に作成されている か。	基本財産が定款と一致し ない場合	(基本財産に係る財産目録と定款の表記の不一致) 基本財産は定款の記載事項であることから、財産目録 に記載する基本財産の表記は、定款の規定と一致する必 要がある(会計省令第31条)ところ、基本財産である建 物に係る「場所・物量等」の表記が、定款に規定する所 在地の表記と異なっている事案がみられた。
法人	3-4-(4) その他(その 他)	2福祉サービスに関する 苦情解決の仕組みへの取 組が行われているか。	I法人運営(総論)に示される指摘基準(法人で定めた各種内部規程違反)	(苦情解決の対応状況の非表示) 法人で定めた内部規定(福祉サービスに関する苦情解 決規則)に、「苦情解決の対応状況について、個人情報 に関するものを除き事業報告書に表示する。」と定めて いるところ、 事業報告書に表示していない事案がみら れた。
法人	3-4-(4)その他(その 他)	ればならない事項につい	指導監査時点において、 変更登記が行われている又 は手続中であるが、期限を 過ぎている場合には、今後 同様なことがないように求 める(口頭指摘)。	(登記事項の変更登記の遅延) 法人は、登記事項の変更がある場合は、資産の総額以 外の登記事項の変更については、変更が生じたときから 2週間以内に、変更の登記をしなければならない(法第 29条第1項、組合等登記令第3条第1項)ところ、法 人の代表権を有する者の氏名、住所及び資格にかかる変 更登記について、行われてはいるが期限を過ぎている事 案がみられた。

凡例)

I 法人運営(総論)に示される指摘基準:

- 法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程(以下「内部規程等」という。)に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。
- 指導監査を行うに当たっては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。
- ・ ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口 頭指摘によること。
- ・ 上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合は、文書指摘によることができること。

皿の3の(1)会計の原則に示される指摘基準:

- 〇 法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項(以下「会計基準」という。)に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない(会計省令第1条第1項)。また、会計基準において、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない(同条第2項)。なお、会計基準は、法人が行う全ての事業に関する会計に適用される(同条第3項)。
- 指導監査については、次のとおり行うものとする。
- ・ 計算関係書類や会計処理の誤りがないかを確認し、単なる指摘にとどまるだけではなく、計算関係書類の内容に誤りがある場合や会計処理が会計基準に則したものでない場合には、その原因及び問題点を把握し、法人がどのように改善していくべきかについて、法人と相互理解を図った上で指導を行うべきものであること。また、会計処理等に誤りが多い法人に対しては、専門家の支援を活用することや会計基準等に関する研修会への職員の参加を促すなど法人の状況に応じた助言等の支援を行うことが望ましい。
- 計算関係書類の作成や会計処理等については、会計基準において詳細に定められており、また、専門的な知見を要するものであるため、 文書指摘を行う指摘基準は、原則として、基本的な会計処理等を行っていない場合等とする。
- ・ガイドラインは、会計基準に定める詳細な会計処理について、全てを網羅するものではないため、指導監査においては、法人が会計基準や 経理規程等規程類に従って会計処理を行っているかについて、ガイドラインに定める事項以外についても確認及び指導を行うことができるもの であるが、指導にあたっては、指摘等の趣旨及び根拠を明らかにした上で行う。 <指摘基準>
- ・ 個別の監査事項の指摘基準に関する違反のほか、指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない(問題を隠す等)ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則さない会計処理(会計処理の誤りを含む)により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合には、文書指摘を行うこととする。これらに該当する場合以外には、口頭指摘により改善を求めるとともに、必要に応じて適正な処理を行うための助言を行う。ただし、過去に口頭指摘により改善を求めた事項について改善が見られない場合にはこの限りではなく、文書指摘を行うことができることとする。